ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業募集要項

１　目的

県では、市町村や企業等と連携し、テクノロジーの力を活用して、超高齢社会や人口減少社会における様々な社会的課題の解決に向けた実践的な取組を推進しています。

このたび、県が目指すドローン前提社会の実現に向けて、ドローンのさらなる活用や県民の理解促進を図るモデル事業を募集します。

２　募集期間

随時募集中

３　募集内容

（１）対象事業

ドローン（※）を活用した社会的課題の解決に資する事業

※　航空法の対象外となる小型のドローンや、いわゆる「水中ドローン」など、一般的に「ドローン」と呼ばれる機体を活用して実施する事業であれば応募することができます。

（２）応募資格

ア　法人であること（※１）

イ　自らの費用負担によりモデル事業を実施できること

ウ　モデル事業の実施に当たり、十分な安全が確保され、事故等が発生した場合に適切に対応できる体制が整っていること

エ　県が目指すドローン前提社会の推進に係る普及啓発等に協力できること

オ　県が措置する指名停止期間中の者でないこと

カ　モデル事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること（※２）

キ　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者でないこと

※１　複数法人での共同事業の場合は、主にモデル事業を行う法人が代表して提案を行うこと。また、オからキの資格はすべての法人が満たすこと。

※２　モデル事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質等を確認するため、法人登記事項証明書や財務諸表を提出いただく場合があります。

４　県の支援内容

（１）モデル事業を実施するフィールドの提供・調整

（２）必要な法令等の手続きの確認及び関係機関への橋渡しの調整等

（３）モデル事業の成果のＰＲ

５　実施の流れ

モデル事業の手続きフロー（イメージ）

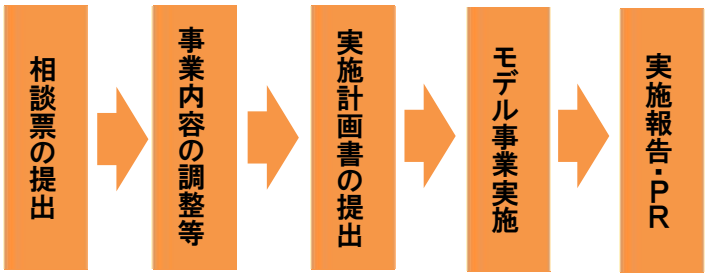

（１）相談票の提出

モデル事業の提案者（以下、「提案者」という。）は、「ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業　相談票（様式１）」（以下「相談票」という。）を県へ提出します。

（２）事業内容の調整等

相談票の内容をもとに、提案者は、県と連携しながら事業内容や実施フィールドの調整を行うとともに、実施に必要な法令等の手続を行います。

※　実施までに要する期間は、応募状況や事業内容、実施フィールドの調整状況等により異なります。

※　相談票をご提出いただいたすべての事業の実施を確約するものではありません。

※　事業の内容によっては、関連部署へ引き継ぐなど、モデル事業とは別の形での支援とさせていただく場合があります。

※　事業の安全性を確保する観点から、専門家からの助言等も踏まえ、内容を調整します。

（３）実施計画書の提出

（２）により事業内容等確定後、提案者は、「ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業実施計画書（兼誓約書）（様式２）」（以下、「実施計画書」という。）を県へ提出します。

（４）モデル事業の実施

提案者は、実施計画書に則り、事業を実施します。

※　実施にあたっては、県から記者発表等によるＰＲを行います。

（５）実施報告・事業のＰＲ

提案者は、事業実施後、速やかに事業実施報告書（任意様式・費用積算含む）を作成して県へ報告します。県は、モデル事業の成果等のＰＲを行います。

※　実施に一定の期間を要する事業などの場合、適宜、県からの求めに応じ、実施状況を報告していただきます。

６　提出書類

（１）応募時

相談票等を次の申込フォームから提出してください。

【神奈川県電子申請システム】

https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1580778991557

（２）事業内容等確定後

実施計画書を郵送または直接、次のあて先へ提出してください。

〒231 - 8588（住所の記載を省略できます。）横浜市中区日本大通１
神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室未来創生グループ
「ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業」担当者　あて